

第1章 配偶者暴力の実態の把握

第1 配偶者暴力の概況

東京都に寄せられた配偶者等からの暴力に関する相談件数は、配偶者暴力防止法が制定された平成13年度の3,334件から平成14年度の7,300件へと2倍以上に増加した。区市町村、警察の相談まで含めた平成14年度の相談件数は16,000件を超えている。都が実施した一時保護についても平成14年度は平成13年度に比べ、約1.5倍の増加となり、489件であった。他の公的機関の一時保護件数を合わせると700件を超えている。東京地方裁判所管内で保護命令が発令された件数は、法施行日(平成13年10月13日)から15年10月末までの2年間で136件である。最初の1年間と次の1年間を比べると約1.8倍の増加となっている。

1 配偶者暴力に関する相談の状況

東京都では、配偶者暴力防止法に基づいて、平成14年4月1日から東京ウィメンズプラザと東京都女性相談センターが配偶者暴力相談支援センターの機能を担い、相談、情報提供、一時保護などの業務を行っている。

(1) 配偶者暴力相談支援センターによせられた相談の状況

A. 相談件数の推移

配偶者暴力に関する相談は、配偶者暴力防止法が制定、施行された平成13年度に増加し、配偶者暴力相談支援センターが業務を開始した平成14年度からさらに増加の一途をたどっている。(資料1)

平成13年度から14年度は、3,334件から7,300件と2倍以上となった。15年度もさらなる増加が見込まれる。(図1)

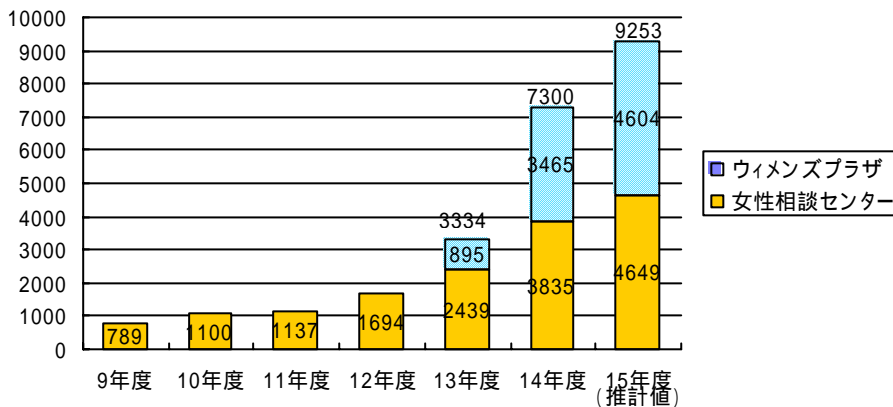
1. 平成14年度の相談の内訳

配偶者暴力に関する相談についてみると、7,300件のうち、配偶者暴力被害者本人からの相談は、6,020件であり、その他の1,280件は親、きょうだい、知人からの相談や一般的な配偶者暴力についての情報を求めるものなどであった。(資料1)

全国の配偶者暴力相談支援センターに寄せられた被害者本人からの相談件数は、35,943件である。6,020件の東京都が一番多く、16.7%を占めている。次いで、大阪府(3,417件)、千葉県(2,187件)、埼玉県(2,119件)の順となっている。(資料2)

* (資料)のように資料番号を付した記述は、資料編に参考資料を掲載している。

図1 東京ウィメンズプラザと東京都女性相談センターの相談件数の推移

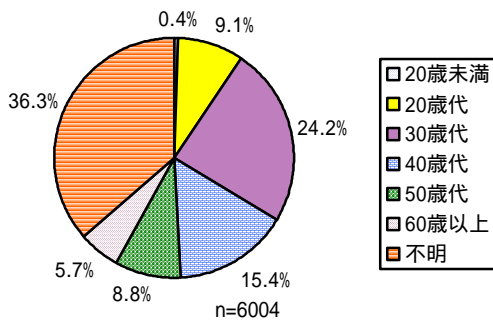


- * 平成 15 年度の相談件数は、4月から12月までの月平均件数を12で乗じた推計値。
- * ウィメンズプラザでは、平成 13 年度から「配偶者等からの暴力」の項目で統計を取り始めた。
- * 女性相談センターの平成9～10年度は、統計上「夫の暴力・酒乱」という括り方をしている。

被害者本人からの相談 6,020 件の内訳は、女性 6,004 件、男性 16 件である。

相談のほとんどを占める女性被害者の年代は、30 歳代が 24.2%、次いで 40 歳代が 15.4% である。(図2)男性被害者からの相談は、16 件と少ないため、傾向を示すには至らないが、30 歳代、40 歳代、50 歳代にほぼ均等に分布している。

図2 女性被害者の年代



(2) 区市町村に寄せられた相談の状況

平成 14 年度中に区市町村の女性センターなどで行なっている相談、婦人相談員、母子相談員(現、母子自立支援員)に寄せられた配偶者暴力に関する相談を合わせると、8,137 件である。

(3) 警察に寄せられた相談の状況

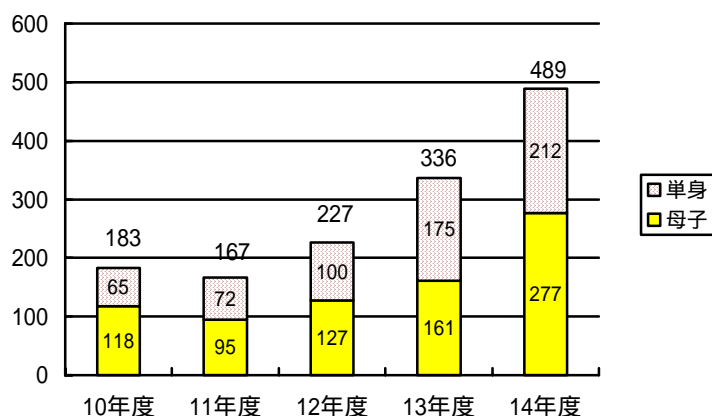
平成 14 年度に警視庁に対して寄せられた配偶者からの暴力に関する相談等への対応件数は、904 件である。そのうち、14 件が男性被害者からの相談であった。

2 配偶者暴力に関する一時保護の状況

(1) 配偶者からの暴力による一時保護件数の推移

配偶者暴力防止法施行以降、配偶者からの暴力を理由とする入所者は、母子、単身とも増加が目立ち、都自体が実施した件数は、平成12年度から14年度まで毎年1.5倍のペースで増加し、14年度は489件であった。また、区市町村等が行う一時保護件数も約250件程度となっており、増加している。このほか、民間シェルター¹においても実施されている。

図3 配偶者暴力による一時保護所利用者の推移



* 東京都女性相談センターが関わった利用者数

* 母子、単身の別は、入所時の状況による区分である。

3 保護命令の申立て及び発令状況

配偶者暴力防止法では、被害者の申立てにより、裁判所が加害者に対し接近禁止命令、退去命令を発する保護命令の制度を新設し、この命令違反に対して刑事罰を科すこととしている。

平成13年10月13日(配偶者暴力防止法の施行日)から15年10月末までの2年間に、全国の地方裁判所に申し立てられた保護命令事件の件数は3,138件で、そのうち裁判が終了したのは3,063件である。3,063件のうち、保護命令が発令された件数は2,457件(80.2%)で、前半の1年間と後半の1年間の件数を比べると1.5倍の増加となっている。保護命令の内訳は、「接近禁止命令のみ」が1,756件(71.5%)、「退去命令のみ」が6件(0.2%)、「退去命令と接近禁止命令」が併せて出されたのは695件(28.3%)である。(資料3)

なお、これら保護命令が発令された事件の平均審理期間は、11.2日となっている。(資料3)

東京地方裁判所管内の同時期の状況は、申立て件数189件で、そのうち裁判が終了し

たのは 184 件となっている。184 件のうち、保護命令が発令された件数は 136 件(73.9%)で、前半の 1 年間と後半の 1 年間の件数を比べると約 1.8 倍の増加となっている。保護命令の内訳は、「接近禁止命令のみ」が 72 件(52.9%)、「退去命令のみ」が 0 件、「退去命令と接近禁止命令」が併せて出されたのは 64 件(47.1%)となっている。(資料3)

また、平成 13 年 10 月 13 日から 15 年 12 月 31 日までの配偶者暴力防止法違反(保護命令違反)事例の検挙件数は全国で 84 件、東京都内では 2 件である。

4 配偶者間の犯罪の状況

警察庁の統計によると、平成 14 年中に検挙した配偶者(内縁関係を含む)間における殺人、傷害、暴行は、全国で 1,666 件であり、その 91.7%(1,528 件)は、女性が被害者となった事件であった。女性が被害者となった殺人事件の件数は 120 件で、妻が夫に殺される事件が 3 日に 1 件の割合で起こっていることになる。さらに、暴行、傷害は、毎日およそ 4 人の夫が妻への傷害や暴行で検挙されていることになる。(資料4)

配偶者間における犯罪のうち女性が被害者である場合の検挙件数の推移を罪種別にみると、平成 10 年から 14 年の 5 年間で暴行は 6.4 倍、傷害は 4.4 倍になっている。特に、平成 12 年以降大幅な増加がみられる。平成 14 年の状況は、暴行が 211 件で前年より 38.8%の増加、傷害が 1,197 件で 12.4%の増加となっている。(資料5)

5 婚姻関係事件申立ての状況

東京家庭裁判所への婚姻関係事件申立ての平成 14 年の件数は、6,457 件であり、そのうち妻からの申立て総数は 4,482 件、夫からの申立て総数は 1,246 件であった。申立て動機(主なものを 3 つまで挙げる方法で集計)をみると、夫、妻とも「性格が合わない」が 1 番多いが、夫は「異性関係」(18.0%)、「家族親族と折り合いが悪い」(13.6%)、「性的不満」(12.8%)、「精神的に虐待する」(12.6%)と続く。それに対して、妻は「生活費を渡さない」(28.5%)、「暴力を振るう」(26.0%)、「異性関係」(25.5%)、「精神的に虐待する」(24.9%)が続いている。(資料6)

東京都の平成 14 年の離婚件数は、28,780 組である。(資料7)
この数に、裁判による離婚申立て動機の割合をそのまま当てはめることはできないが、妻にとって、「暴力」が離婚の大きな動機であることが推測される。

1 民間シェルター 民間の団体等が自主的に運営し、配偶者等からの暴力により避難する必要がある被害者とその子どもなどの保護等を行っている施設。

第2 被害者の状況

被害者は、小さい子どもがいる 30～40 歳代の女性が多い。多くの場合、結婚後1年までに暴力が始まり、長期間、頻繁に暴力を受けている。被害者は身体的・精神的に多種の被害を受けており、加害者のもとから離れた後も、不眠、パニック障害など心のケアが必要な場合が多い。また、被害者は自立に関して、「経済的なこと」、「仕事」、「住宅」などに不安を感じている。

1 被害者の属性

被害者の年代は、30 歳代、40 歳代で 62.7%、これに 20 歳代を加えると 76.6%に達する。【支援センター面接相談調査】*1(資料8)

被害者の 83.9%に子どもがいる。そのうち、小学校入学前の乳幼児がいる被害者は、40.3%である。【支援センター面接相談調査】(資料9・10)

被害者の職業は、無職が 50%、パート・アルバイトが 27.8%、フルタイムの勤め人 12.2%、自営業 8.3%となっている。【支援センター面接相談調査】(資料11)

2 暴力が始まった時期と期間

最初の暴力は、「結婚前」、「結婚後 1 年未満」の早い時期から始まったとする人で 6 割を占める。これに、「1 年以上 5 年未満」の人を加えるとおよそ 8 割に達する。【支援センター面接相談調査】(資料12)

同居年数は、「同居 10 年以上」が、42.2%であり、これに、「3 年以上 10 年未満」の人を加えると 63.9%となる。暴力が始まった時期と考え合わせると長期間暴力をふるわれ続けている状況がうかがえる。【支援センター面接相談調査】(資料13)

3 暴力の内容と被害状況

最近のひどかった暴力の内容で半数以上の人を受けたとするものは、「なぐる」が 73.9%、「ける」が 55.6%、「暴言・罵倒」が 72.8%である。一人平均 5.5 種の暴力を受けている。【支援センター面接相談調査】(資料14)

身体的暴力を受けている人の 83.9%は精神的暴力も受けているなど、ほとんどの場合、身体的暴力には精神的暴力も伴う様子が見られる。【支援センター面接相談調査】(資料15)

*1:【支援センター面接相談調査】

東京都生活文化局「配偶者等暴力被害の実態と関係機関の現状に関する調査報告書」(平成 16 年 1 月)の第 2 部第 1 章「配偶者暴力相談支援センターにおける相談内容調査結果」「2. 面接相談」を示す。

暴力による被害の状況は、身体的には「顔が腫れる・顔にあざ」42.2%、「全身打撲」23.9%、「頭部にけが・頭部にこぶ」21.7%などが多い。精神的には「自己評価の低下」を37.2%の人があげているほか、「ノイローゼ・脅え」30.0%、「不眠」26.1%などが多くなっている。一人が多種の症状を訴えており被害の深刻さがうかがえる。【支援センター面接相談調査】(資料16)

4 暴力をふるわれる頻度

暴力を「頻繁に」ふるわれている人は48.3%である。これに「月数回程度」を加えると66.1%となり、暴力が日常的に繰り返されている被害者の状況が表れている。【支援センター面接相談調査】(資料17)

暴力の頻度は、年々増す傾向にある。暴力事件発生1年前の頻度と5年前の頻度を比較すると、「毎日」は1.2%から3.4%に、「たびたび」は25.8%から38.8%に、「時々」は16.1%から20.2%に増加した。「まれに」は、ほぼ6%で変化がなく、「なし」は5.9%から2.8%に減少している。【加害者研究報告】^{*2}(資料18)

5 被害者からみた暴力の理由

暴力の原因と思うことについては、「加害者が自分勝手・自己中心的」が69.4%、「気に入らないことがあると暴力で解決しようとする」が45.6%、「仕事などのストレスのはけ口」が29.4%、「女・子どもは暴力でいうことを聞かせるという考え方がある」が23.9%となっている。【支援センター面接相談調査】(資料19)

6 被害時の心理状態

暴力を受けたときに、77.2%が「怖い・恐怖・脅え」を感じており、40.0%が「相手と別れたい」と思っている。【支援センター面接相談調査】(資料20)

配偶者からの暴力事件の女性被害者は、被害時に61.8%が「恐怖」を感じている。それに対し、男性被害者で「恐怖」を感じたとしたものは、20.8%であり、有意差が生じている。【加害者研究報告】(資料21)

7 加療・後遺症

暴力を原因とする医療機関の受診経験は、概ね3人に2人が「ある」としている。診療科は、「精神科」、「整形外科」、「外科」などが多く、複数の診療科の受診もみられる。【支援センター面接相談調査】(資料22)

*2:【加害者研究報告】

法務省法務総合研究所研修部報告24「ドメスティック・バイオレンス(DV)の加害者に関する研究」(2003)を示す。

民間シェルター入所者の調査では、暴力をふるわれた後には6割が気分の変調を感じ、自分や他人に対する感覚の変化が生じている。不眠(50%)、動悸(32%)、めまい(30%)、耳鳴り(28%)、吐き気(24%)などのからだの不調や異変を経験し、その治療のために多科にわたる医療機関を利用していた。【民間シェルターを利用したDV被害女性の健康に関する実態調査】^{*3}

同じ調査で、意識障害として46%がフラッシュバック¹を経験し、記憶があいまい(40%)、憶えていない(24%)などの記憶障害、3割が解離症状²を示し、数種類の症状が重複して現れている。【民間シェルターを利用したDV被害女性の健康に関する実態調査】

問題がある程度解決し別居したあとも、約7割の人が加害者からの追跡の恐れを感じており、また、健康状態に何らかの症状があるとしている。「睡眠障害、パニック障害で、現在心療内科に通院中」、「怖い夢を見る。追いかけてくるのではと突然不安を感じる。」、「男の人がいると冷や汗がでる」などが訴えられている。【被害体験者面接調査】^{*4}

8 支援を求めた状況

暴力を「親や身内」に相談した人が最も多く61.1%で、「友人・知人」に相談したのは37.8%であった。公的な機関では、「都や区市町村の窓口」(43.3%)、「警察」(27.8%)などが多い。【支援センター面接相談調査】(資料23)

最初の暴力から支援を求めるまでの期間をみると、友人・知人・職場の同僚など私的な(個人的な)相手に対しては、比較的早い段階から支援を求めており、「1年以下」が33件中11件である。一方、公的機関に支援を求めるまでの期間は、ばらつきがあるが比較的長い傾向がある。「11年以上」かかっている事例が33件中7件もみられる。【被害体験者面接調査】(資料24)

初期に支援を求めることの多い私的な相手については、その対応によって、その後の行動が左右されている。配偶者暴力への理解や適切な助言が得られた場合には、公的機関へ速やかにつながり早期の問題解決が図られている。一方、理解が得られず被害者が説教や非難されたような場合は、無力感・孤立感を感じ、問題を抱え込んでしまうことで被害が潜在し、問題解決が長期化する傾向がみられる。【被害体験者面接調査】

*3:【民間シェルターを利用したDV被害女性の健康に関する実態調査】

平川和子「民間シェルターを利用したDV被害女性の健康に関する実態調査」(主任研究者 小西聖子:「DV被害者における精神保健の実態と回復のための援助の研究」分担研究者として)「平成14年度厚生労働科学研究(子ども家庭総合研究事業)報告書(第7/11)

*4【被害体験者面接調査】

東京都生活文化局「配偶者等暴力被害の実態と関係機関の現状に関する調査報告書」(平成16年1月)の第2部第2章「配偶者等暴力被害体験者面接調査結果」を示す。

支援を求めた公的機関は、「病院・診療所」、「福祉事務所」、「警察」、「都女性相談センター」、「東京ウィメンズプラザ」などが多い。被害者の状況や問題解決の段階に応じて多様な機関の係わりが必要となっているため、これら関係機関間の連携による効果的な支援が望まれている。【被害体験者面接調査】

9 今後の生活

暴力から逃げられない(逃げられなかった)理由を聞いたところ、「経済的な不安」が最も多く 43.9%であった。「逃げても見つけられ、よりひどい暴力を受ける」(20.0%)、「離婚はよくない」(19.4%)、「周りに支援者がいない」(17.8%)、「加害者が自分を必要としている」(15.6%)と続いている。

子どもがいる被害者は、「子どものためにひとり親にたくない」が最も多く 41.7%であり、「子どもを転校・転園させたくない」が 21.2%となっている。【支援センター面接相談調査】(資料25)

現在不安に思っていることは、「経済的なこと」が最も多く 57.2%である。また、4割近くの人が「加害者の追跡」を不安に思っている。その他、「仕事」(30.6%)、「住宅」(30.0%)、「健康」(16.1%)など生活をしていく上での不安が続いている。子どものいる被害者にとっては、「子どもの安全」が 29.1%、「子どもの学校・保育園」が 19.9%など子どもの問題が大きい。【支援センター面接相談調査】(資料26)

今後の生活は、「相手に見切りをつけ、離れて自活の道を歩みたい」が最も多く 62.8%である。「相手に変わってもらい、一緒にやっていきたい」が 11.1%、「どうしたらよいかわからない」が 17.2%である。【支援センター面接相談調査】(資料27)

1フラッシュバック flashback 映画やドラマで急に過去の場面に切り替わるように、過去の体験や幻想がそのとき感じた気持ちごと頭のなかで繰り返されること。薬物依存でもフラッシュバックという言葉が使われるがこれとは別のもの。また、思い出すこと(再体験)自体をいう場合もある。

参考:小西聖子、「トラウマの心理学」、日本放送出版協会、2001

2解離症状 非常に強いストレスから自分を守るために、感覚や記憶、認知などを切り離し(解離)、それが自分に起こったことではないかのように位置づける心の動き。重要なできごとを覚えていない、思い出せない、現実感がなくなる、感情麻痺、自分が自分でない感じなどの症状がみられる。

参考:小西聖子、「トラウマの心理学」、日本放送出版協会、2001

厚生労働省編「心的トラウマの理解とケア」、じほう、2001

第3 子どもにおよぼす影響

子どものいる世帯の多くで、子どもにも配偶者暴力の加害者からの暴力が向けられている。子どもに対する直接の暴力がある場合はもちろん、ない場合でも、子どもには「加害者への憎悪・恐れ」、
「性格・情緒のゆがみ」などの影響がみられる。

1 子どもへの暴力の実態

加害者からの暴力が子どもにも及んでいる家庭は、5割を超えている。その内容は、「なぐる」が45.5%、「ける」が15.6%、「暴言・罵倒」が54.5%、「脅す」が24.7%となっている。【支援センター面接相談調査】(資料28・29)

子どもの前で妻への暴力を行っていたとする加害者は、41.8%(138件)となっている。【加害者研究報告】(資料30)

配偶者暴力の被害者である母親は、恐怖、無力感などにより、精神的に不安定になる場合が多く、子どもに対して「暴言」などの暴力が向けられることがある。また、家事、育児がおろそかになり、結果的にネグレクト(養育の放棄・怠慢)になってしまう事例がみられる。【関係機関ヒアリング調査】*5

2 子どもへの影響

子どもに対する暴力がある場合の暴力の影響は、「加害者への憎悪・恐れ」が54.5%、「性格・情緒のゆがみ」が27.3%、「無気力・無感動」が15.6%、「子ども自身が暴力をふるう」が11.7%などさまざまな状況がみられる。【支援センター面接相談調査】(資料31)

暴力をふるわれた子どもに現れた問題や症状の例では、「5～6歳の頃登園拒否。小学校の時、イスで頭を何度もたたく。自分が嫌いで手にアザができるまでたたき続ける。」「黒い絵を描く。「殺」「死」という文字以外書かなくなる。(8歳)」などがあった。【被害体験者面接調査】

子どもに対する暴力がない場合でも影響が現れており、「加害者への憎悪・恐れ」が15.0%、「性格・情緒のゆがみ」6.7%などがみられる。【支援センター面接相談調査】(資料32)

子どもへの直接の暴力はない場合の事例では、「父親に追いかける夢を見る。外出した

*5:【関係機関ヒアリング調査】

東京都生活文化局「配偶者等暴力被害の実態と関係機関の現状に関する調査報告書」(平成16年1月)の第3部第2章「配偶者等暴力被害者支援関係機関ヒアリング調査結果」を示す。

がない。(9歳)」、「凍りついたような表情。無表情。(5～6歳の頃)」などがみられた。【被害体験者面接調査】

【参考】子どもへの影響の例

民間シェルター入所者が語った子どもの年代別に示された問題行動や影響

成人した子ども	思春期～青年期	幼児期	乳児期
娘がその配偶者からの暴力により離婚し、子どもを虐待している。 一緒に死んでくれ等と暴力を振るわれた。 戸締りについて強迫行動がある。	自傷行為や家庭内暴力や不登校。 不登校でうつ状態、拒食状態で児童精神科に通院中。 強迫的な抜毛行動が続いている。 爪噛みと夜尿・頻尿が治らない。	アトピー性皮膚炎の悪化。喘息の重症化。 乱暴な言葉や態度が多い。 大人にまわりつく。 「僕のこと必要？」など普通の子どもが言わないことを言ってくるが、感情表現が少ない。	自分の顔を見て泣くので自分が育ててはいけなような気になる。 退所直後にテレビを見ていて急に切羽詰ったように泣いたり、夜泣が続いた。

【民間シェルターを利用したDV被害女性の健康に関する実態調査】から抜粋

*第2回専門部会における平川和子氏からの意見聴取及び提供資料から作成。

第4 加害者の状況

加害者は、フルタイムの勤め人や自営業など有職者が 8 割以上である。暴力の理由は被害者の言動・態度など日常のささいなことであり、「自分の責任ではない」「しつけとしてやっている」等と述べて暴力を合理化する加害者は多い。配偶者に暴力をふるうのは、他人の目に触れない家庭の中だけという場合が多い。

1 加害者の属性

年齢は、30歳代、40歳代で 61.1%、次に50歳代が続き、この3階層で 73.3%である。被害者の年齢よりもやや高い傾向がある。(資料33)また、職業は、フルタイムの勤め人が 56.1%、自営業が 20.6%など 8 割以上が有職者である。【支援センター面接相談調査】(資料34)

2 加害者の生育歴等

生育歴では、「加害者自身が親から暴力を受けて育った」(18.3%)、「家庭に暴力はなかったが、家族との関係がうまくとれていない」(15.6%)、「加害者自身は暴力を受けていないが親の間の配偶者暴力を見て育った」(6.7%)など、加害者の生育家庭の環境に何らかの問題があったと認識している被害者は少なくない。【支援センター面接相談調査】(資料35)

3 加害者からみた暴力の理由

加害者からみた暴力の理由については、「被害者の言動・態度」(68.0%)、「日常些細な事」(43.2%)、「加害者の被害者への支配欲」(40.4%)、「加害者の嫉妬・やきもち」(32.0%)等となっている。【加害者研究報告】(資料36)

加害者のうち、36.0%は「自分の責任ではない」と思っており、9.9%は「脅かすつもりだけだった」、6.5%は「自分が被害者だ」、5.3%は「しつけとしてやっている」等と述べ、暴力の合理化をみせている。【加害者研究報告】(資料37)

4 家族・他人との関係

配偶者に暴力をふるうのは、「他人の目に触れない家庭の中だけである」が 61.7%で最も多く、配偶者暴力の特徴を示している。そのほか「路上など家の外でもふるうことがある」が 15.0%、配偶者だけでなく「他人にも暴力をふるうことがある」が、10.0%となっている。【支援センター面接相談調査】(資料38)

被害者から見た加害者の周りからの評価は、「温厚で暴力をふるうはずがないとされている」が 27.8%、「暴力をふるっても正当な理由があり、信頼できる人と思われている」が 8.3%である。「短気な人と思われている」(20.6%)を上回っている。【支援センター面接相談調査】(資料39)

【参考】

加害者のおかれている状況【中村正専門委員の分類による】

ア 殺人、傷害等の受刑者もしくは刑が終って出所している層

受刑者に対する教育の中に非暴力への行動変容の教育はない。大人に対して行動変容を働きかけるような教育が可能なのか、制度的に根拠をつけられるのか未解決。そのような一番シビアな層として存在する。

イ 執行猶予中(妻への傷害罪等)の層

今の法制度は執行猶予期間中に加害者に対して、積極的に教育等を働きかけるしくみになっていない。

ウ 配偶者がシェルターなどに避難している層

配偶者の一方の当事者が被害者として十分にケアされていけばいくほど、他方の当事者は加害者として浮かび上がってくる。この加害者に対する何らかのアプローチが必要となるが、現行の保護命令制度は「がまんしなさい。とにかくおとなしくしてなさい。」とだけいっているだけで何もしていない。もともとセルフコントロールができないから暴力を振るう人たちに対して、セルフコントロールを命じているというパラドックスが現行の制度である。また、行き場がない、受けとめる場がないため、ストーキング¹をするようになることが多い。

エ 保護命令を受けている加害者等の層

保護命令が出されている加害者は増加し続けている。また、まだ保護命令までいっていないけれど配偶者たちが相談をしているという人がいる。

オ 保護命令に違反した男性の層

保護命令違反者が増えていけば、この層も教育等の介入的援助のニーズは高い。

カ アルコールの問題、薬物の問題を抱えた人たちの層

この人たちは非暴力に焦点を定めた行動変容のプログラムだけでは不十分。アルコールや薬物それ自身を解毒して、脱依存症化していくプログラムに通うことが有益である。そのようなところとのコンサルティション²が必要となる。多面的なかかわりがあれば自己変容することは可能である。

キ 離婚調停中の加害者の層

この層の妻の訴え、妻の申立てによる主訴は暴力が圧倒的に多い。

* 第4回専門部会における意見聴取の内容から抜粋し、作成。

1 ストーキング stalking 忍び寄り、そっと跡をつけるなどの行為

2 コンサルティション consultation 重要なことについて専門的な助言や意見を与えてくれる人との相談、協議

第5 支援関係機関の状況^{*6}

地域においては、福祉事務所を中心に、配偶者暴力に関する相談や被害者の支援が実施されている。被害者及びその子どもの相談・発見・支援にあたっては、子どもの相談支援機関や保健医療機関などさまざまな機関も関わっているが、これらの機関における配偶者暴力被害者に対する支援はまだ十分なものとはいえない状況にある。また、福祉事務所を中心とした連携が図られてきているが、民間機関を含めた連携の広がりや方法、内容などはまだ十分ではない。

なお、本項は、東京都生活文化局が実施した「配偶者等暴力被害の実態と関係機関の現状に関する調査」から特に重要な部分を取り上げたものである。

1 各機関における相談や発見の状況（平成14年度）

（1）相談の状況

平成14年度中に『福祉事務所』、『女性等の相談機関』、『警察』、『子どもの相談支援機関』、『保健医療機関』の8割以上で、配偶者等からの暴力に関わる相談を受けたり、相談の中で暴力の発見をしている。

配偶者等からの暴力に関わる相談件数が多いのは、『福祉事務所』と『女性の相談機関』である。『福祉事務所』の42.4%、『女性等の相談機関』の36.4%が、「51件以上」の相談を受けている。「101件以上」の相談を受けているところもある。一方、『子どもの相談支援機関』の58.8%、『保健医療機関』の72.7%は、「10件以下」であった。

『警察』が配偶者等からの暴力に関わる相談や110番通報に対応した件数は、1署あたり平均42.6件である。その内訳は、相談が1署あたり37.7件、臨場が1署あたり5.0件であった。

配偶者暴力防止法制定以降の相談・入所・一時保護の件数が増加しているのは、『警察』の81.3%、『福祉事務所』の74.6%、『女性等の相談機関』の68.2%、『入所型施設』の43.5%である。『保健医療機関』の6割、『子どもの相談支援機関』、『入所型施設』の4割は、「とくに変わりはない」としている。

相談に来た人は、すべての機関で「被害者本人」からが一番多い。『女性等の相談機関』と『警察』は、「被害者本人」に次いで「当事者以外の家族や親族から」の相談が多く、「関係機関の職員から」の相談は少ない。『子どもの相談支援機関』、『福祉事務所』、『保健医療機関』では、「被害者本人」に次いで、「関係機関の職員から」の相談が多くなっている。

*6: 支援関係機関の状況

東京都生活文化局「配偶者等暴力被害の実態と関係機関の現状に関する調査報告書」(平成16年1月)の第3部第1章「配偶者等暴力被害者支援関係機関アンケート調査結果」の概要である。

本調査の調査対象機関の種類及び回収数は19ページの表1を参照のこと。

(2) 相談以外の場での暴力の発見の状況

ア 子どもの相談支援機関における暴力の発見

子どもの虐待事例からの配偶者暴力の発見は多く、『児童相談所』は、9 所中 8 所、『子ども家庭支援センター』では、31 所中 13 所であった。

児童虐待以外の配偶者暴力の発見の場として、『児童相談所』では、子どもの一時保護や施設入所の際の対応などが挙げられている。『子ども家庭支援センター』では、親子を対象とした育児講座や育児グループ活動、遊び場の開放の中で発見があった。

イ 保健医療機関における配偶者暴力の発見

『保健所』では、24 所中 19 所で暴力が発見されている。発見の場は「アルコール・薬物依存に関する相談」(17 所)、「精神保健に関する相談」(14 所)などが多い。

『保健センター』では、72 所中 64 所で暴力が発見されている。発見の場は「子育てに関する相談」(38 所)、「乳幼児を対象とした健診業務」(35 所)などの日常的な母子保健事業の場や「精神保健に関する相談」(29 所)での発見が多い。

(3) 通報の状況

配偶者暴力相談支援センターや警察へ通報したことが「ある」としたのは、『福祉事務所』の 59.3% (35 所) で最も多く、その平均通報件数は 10.2 件である。その他の機関種別では、「ない」とした機関が 8 割以上を占めている。

(4) 相談・発見から一時保護に結びついた事例の状況

相談や発見から、一時保護等に結びついた事例があったのは、『福祉事務所』が 59 所中 58 所と圧倒的に多く、1 所あたりの平均件数は 11.5 件である。次いで、『警察』の 26 署 (81.3%) であり、その平均件数は 3.2 件であった。『子どもの相談機関』、『女性等の相談機関』、『保健医療機関』で「ある」とした機関は、4 割弱であり、それらの機関の 1 機関あたり平均件数は 2~3 件である。

(5) 保護命令の申請・発令の状況

相談や発見等で関わった被害者のうち保護命令を申請した人が「いる」とした機関は、『福祉事務所』が最も多く 24 所 (40.7%) で、その平均は 1 所あたり 2.0 人である。『入所型施設』は 10 施設 (21.7%) で、その平均は 1 機関あたり 1.7 人である。『子どもの相談支援機』、『女性等の相談機関』、『保健医療機関』は、機関数、人数ともに少なく、「いる」とした機関は 1 割に満たない。

相手方に保護命令が発令された被害者が管内に「いる」とした『警察署』は、32 署中 22 署 (68.8%) で、その平均は 1 署あたり 2.2 人であった。そのうち、被害者の安全への

配慮から相手方配偶者に連絡をとったケースが「ある」としたのは、11 署となっている。

2 各機関の支援の内容

『福祉事務所』では、支援の内容が広範囲にわたり、実施率も高い。すべての福祉事務所で行われている支援内容は、生活保護や貸付金などに関する事、住民票や健康保険などの手続きに関する事、子どもの転入学等の手続き、保育所や児童福祉施設への入所についての情報提供や支援、緊急避難先や他の福祉施設の紹介、警察への連絡についての助言等が多い。

『入所型施設』では、日常生活の支援から自立に向けた支援まで、幅広い支援が行われている。支援内容は、「生活用品の貸与や支給」、「被害者の心理的ケア」が特に多く、次いで、「公営住宅や民間住宅などの情報提供や紹介」、「離婚や別居に関する助言や支援」、「求職活動や職業訓練についての助言や支援」など自立に向けた支援が多い。

『女性等の相談機関』では、カウンセリングや問題整理のための情報提供などが多く行われている。支援内容は、「被害者の心理的ケア」、「配偶者暴力相談支援センターや相談機関についての情報提供や紹介」、「弁護士や法律扶助協会の紹介」、「離婚や別居に関する助言や支援」などとなっている。

『子どもの相談支援機関』では、支援の内容が少ない。5 割以上の機関で行われている支援は、「配偶者暴力相談支援センターや相談機関についての情報提供や紹介」、「保育所や児童福祉施設への入所についての情報提供や支援」となっている。

『保健医療機関』では、支援の内容が限られており、「被害者の心理的ケア」が多い。それに加えて「配偶者暴力相談支援センターや相談機関についての情報提供や紹介」など他機関の情報提供や紹介が行われている。

『警察』では、「配偶者暴力相談支援センターや相談機関についての情報提供や紹介」が100%であるほか、緊急時の対応に関する事、被害者の心理的ケアなどの実施率が高い。

いずれの機関においても実施率が低い支援内容は、自助グループの開催や紹介、子どもの一時保育である。

3 子どもへの支援の状況

(1) 支援の内容

被害者の子どもへの支援として『入所型施設』では、日常生活の面での支援が幅広く行われている。また、7 割の施設で「心理面でのケア」、「学習指導」などが行われている。

『児童相談所』における子どもへの支援は、心理的な面でのサポートが多く行われている。自らの機関で実施するほか、心理的治療へつなげるための専門機関の紹介などの支援を行っている。『子ども家庭支援センター』では、一時的な保育や遊び場の提供、児童相談所や他の関係機関への連絡・紹介が多く行われている。

『保健所、保健センター』では、子どもの心理的ケアに関する支援が 5 割近くの機関で行われている。また、7 割以上の機関で『児童相談所』への連絡・紹介が行われている。

(2) 連携の状況

子どもを支援するうえでの連携する機関として多いのは、全体的な傾向として『児童相談所』と『福祉事務所』が多くあげられている。次に『幼稚園・保育所』、『保健所・保健センター』、『学校』が続いている。しかし、『女性等の相談機関』は、他の機関に比べて『子ども家庭支援センター』との連携が多いが、『幼稚園・保育所』、『学校』との連携がほとんど挙げられていない。

(3) 虐待の状況

被害者の子ども自身も虐待を受けていた事例は、『入所施設』の 67.4%、『子どもの相談支援機関』の 65.0%、『福祉事務所』の 72.9%、『女性等の相談機関』の 40.9%、『保健医療機関』の 59.1% にみられた。特に、『子どもの相談支援機関』のうち、『児童相談所』では、9 割の機関がみられたとしている。

4 入所型施設における入所・退所の状況（平成 14 年度）

配偶者暴力が主な入所理由とする世帯の入所があったのは、『入所型施設』の 86.7% であり、1 施設あたり 5.8 世帯で、68.3% が母子世帯である。（緊急一時保護入所を除く。）

退所先は、本入所（一般入所）と緊急一時保護入所では異なっている。本入所の場合は、賃貸住宅が 5 割を超え、次いで、福祉関係施設などの各施設への入所が 1 割程度である。緊急一時保護入所の場合は、賃貸住宅が 3 割、施設等への入所が 3 割弱となっている。

5 関係機関間の連携の状況

支援にあたっての他機関への協力の依頼先では、「入所型施設」、「子どもの相談支援機関」、「女性等の相談機関」及び「保健医療機関」で、『福祉事務所』を最も多くあげている。また、「福祉事務所」と「警察」が依頼先の 1 位としてあげているのは、『都女性相談センター』である。

協力を依頼される機関としても『福祉事務所』をあげた機関が多い。「福祉事務所」では、『警察』と『都女性相談センター』が多い。「子どもの相談支援機関」と「女性等の相談機関」では、他の機関に比較して「依頼する機関」、「依頼される機関」ともに「とくにない」との回答が多い。

連携する上での課題が多いとして 1 位に挙げられている機関は、「入所型施設」では『福

社事務所』、「福祉事務所」では『都女性相談センター』、「女性等の相談機関」では『警察』、「保健医療機関」では『児童相談所』、「警察」では『都女性相談センター』であった。ただし、課題を感じているのは、現在連携が進められている機関であり、連携が図られていない機関では課題を感じていないということに留意する必要がある。

課題と思われることは、「すぐに応じてもらえない」、「ケースについて十分な支援が得られない」、「24 時間対応が可能な受け入れ体制が整っていない」、「配偶者からの暴力についての知識が乏しい」などがあげられている。

今後、連携を強化したい機関としては、『都女性相談センター』、『福祉事務所』、『警察』が多くあげられている。

関係機関の連携にあたっての課題として自由意見を求めたところ、すべての機関種別からあげられているものは、配偶者暴力の問題に関する認識の差異、連携を進めるにあたってのキーパーソンが不在、各機関の役割が不明確、情報の共有化と守秘義務・個人情報保護の検討に関すること、などがあげられている。

6 連携のための会議等の状況

行政主体の連絡会議が「ある」とした機関は、『警察』、『女性(男女共同参画)センター』が 6 割を超えているが、『福祉事務所』、『子どもの相談支援機関』、『保健医療機関』では 3~4 割程度である。特に、『入所型施設』、『子どもの相談支援機関』、『民間相談機関』では「わからない」との回答が多く、連携を進めるうえでの今後の課題である。

ケースカンファレンス(事例検討会)の実施状況では、「定期的に行っている」とする機関は一番多い『入所型施設』でも約 2 割と少ない。「必要に応じて行っている」とする機関は、『入所型施設』、『福祉事務所』、『保健医療機関』の 6~7 割である。また、他機関からの参加があるケースカンファレンスを実施しているのは、『入所型施設』では全体の 7 割、『福祉事務所』と『保健医療機関』は 6 割、『子どもの相談支援機関』と『女性等の相談機関』は 3 割前後である。

7 加害者対応の状況

加害者からの問い合わせ・威圧的行為等は、『福祉事務所』、『警察』、『入所型施設』の約 5 割でみられる。各機関の職員が受けた威圧的行為の内容では、暴言を吐く、被害者本人や子どもに会わせるよう脅す、居場所を教えるように脅すなどが多い。

『入所型施設』に入所中の被害者に対する加害者からの威圧的行為も多くの施設でみられており、その内容は、被害者本人や親族に嫌がらせや脅しの電話・ファックス・手紙などをよこす、被害者本人を待ち伏せするなどの行為が多くなっている。

8 被害者支援の課題等

各機関で課題となっていることは、『入所型施設』では「施設整備や警備体制等被害者の安全確保」、「被害者の癒しをサポートできる場の確保」などが多くなっている。『子どもの相談機関』では「精神的心理的影響などへの専門的ケア」、『福祉事務所』では「一時保護後の生活の場」、「子どもや親族の安全確保」、『警察』では「緊急時に利用できる一時保護施設」、などの項目が多い。

今後強化したい事業やサービスについては、「実施予定の事業やサービスがある」または「条件が整えば実施したい事業やサービスがある」とする『入所型施設』は、37.0%で、その内容は被害者や子どもに対する心理的ケアや長期的フォローなどである。『福祉事務所』は 25.0%で、緊急一時保護のための施設の確保や母子家庭への就労支援、『女性等の相談機関』は 24.5%で、連絡会議の設置、普及啓発事業などをあげている。

表1 配偶者等暴力被害の実態と関係機関の現状に関する調査

配偶者等暴力被害者支援関係機関アンケート調査における機関の種類

機関の種類(回収数)	回収数:333件
入所型施設(46)	母子生活支援施設(33)
	婦人保護施設(3)
	生活保護施設(5)
	民間シェルター(5)
子どもの相談支援機関(40)	子ども家庭支援センター(31)
	児童相談所(9)
福祉事務所(60)	
女性等の相談機関(45)	女性(男女共同参画)センター(35)
	民間相談機関(10)
保健医療機関(104)	保健所(24)
	保健センター(72)
	都立病院(8)
警察(32)	
弁護士会(2)・法律扶助協会(2)	
東京ウィメンズプラザ(1)・都女性相談センター(1)	

第6 区市町村における施策の状況⁷

配偶者暴力について関係機関の情報の共有や交換、被害者支援における連携体制の強化を図るため、何らかの連絡会議を設置しているのは、20 区市町村であり、平成 15 年度中に設置を予定している区市町村は7である。また、配偶者暴力に関する職員研修を実施しているのは25 区市町村である。独自に緊急一時保護事業を実施している区市町村は24である。

1 配偶者暴力についての関係機関連絡会議の状況（平成 14 年度の状況）

連絡会議が「ある」区市町村は 13、「類似の連絡会議がある」が7、「15 年度に設置予定」が7となっている。平成 14 年度中の開催回数は、何らかの会議を設置しているとする 20 のうち 8 割が 1 回から 4 回程度である。その目的は、関係機関間の情報の共有や交換、被害者の保護及び自立支援における連携体制の強化などがあげられている。

配偶者暴力に関する対応マニュアルは、「各機関共通の統一のマニュアルがある」ところは存在せず、「文書化したものはないが、各機関共通の取り決めがある」は 6、「特定機関では対応マニュアルがある」は5となっている。51 の区市町村は、「なし」もしくは「不明」である。

2 職員への研修、広報活動等の状況

職員への研修は、25 の区市町村で実施している。(表2)また、配偶者等暴力被害への理解を深めることをねらいとした住民向けの講座等は22 の区市町村で行っている。

表2 配偶者等暴力に関する担当職員研修の実施状況

研修の実施状況と対象者	自治体数 (62 自治体中)
実施している	25
福祉部門職員	6
保健部門職員	7
男女平等参画部門職員	5
児童・保育関係部門職員	5
教職員	3
その他の職員	4
民生・児童委員	9
その他	10
実施していない・不明	37

広報活動は、43 区市町村で実施している。実施方法は、区市町村報への記事掲載(24)、ホームページへの掲載(13)、各部署の広報誌(センター誌)への掲載(20)、パンフレット等の発行(11)などとなっている。実施していない・不明とする区市町村は 19 である。

3 区市町村が独自に実施している施策等

区市町村独自の母子等緊急一時保護事業は、62 区市町村のうち 24 で実施している。その受け入れ先は、「区市町村の福祉施設」、「民間シェルター」、「ホテル等民間宿泊施設」などあり、多様な形態で実施されている。対象者は、「女性(単身)と母子」が 20、「母子のみ」が 3、「その他」が 1 である。

*7: 区市町村における施策の状況

東京都生活文化局「配偶者等暴力被害の実態と関係機関の現状に関する調査報告書」(平成 16 年 1 月)の第 3 部第 3 章「配偶者等暴力問題に関する区市町村における施策調査結果」の概要である。

第7 東京都における施策の状況

東京都では、東京ウィメンズプラザと都女性相談センターが連携して、配偶者暴力相談支援センターの機能を担っている。配偶者暴力相談支援センターでは、被害者への支援を行うとともに、区市町村及び関係機関等への支援及び連携体制の構築など、被害者の保護と暴力の防止のための幅広い事業を行っている。東京ウィメンズプラザは、総合相談窓口としての機能を担い、都女性相談センターでは、主に、一時保護機能を担っている。

1 配偶者暴力相談支援センターの状況

(1) 相談事業の状況

被害者相談

電話及び面接相談、心理カウンセリング、各種情報提供、一時保護、保護命令申立援助、関係機関の紹介等を行い、配偶者等からの暴力被害者に対する総合的な相談を実施している。平成14年度の相談件数は7,300件であった。(P.3 図1)

特別相談

ア 配偶者暴力被害者のための法律相談

配偶者暴力被害者の離婚等の法的な問題に弁護士が面接相談で対応している。平成14年度の相談件数は113件であった。

イ 精神科医師による面接相談

配偶者暴力被害者の心理面の健康回復を目的とし、毎週1回面接相談を実施している。平成14年度の相談件数は102件であった。

男性の悩み相談

電話及び面接相談において、加害男性等からの相談に対応している。平成15年度からは加害男性への継続的な面接相談を実施している。

(2) 一時保護の状況

配偶者暴力が主な理由である一時保護の平成14年度の実績は、489件である。(P.4 図3)母子世帯(277世帯)の被害者本人の年齢は20歳代、30歳代が多く、未就学児をつれている場合が多い。一人平均1.6人の子どもを連れてきている。単身者は、40歳代が若干多いが、20歳代から50歳代までほぼ平均的に分布している。年齢が高いほうにシフトしている傾向がある。(図4・5)

平成14年度中に退所した世帯は、467世帯で、主な退所先は「住宅入居」(106世帯)がもっとも多く、次いで「帰宅」(76世帯)、「帰郷・親族」(72世帯)である。(図6)また、

都外に退所したのは、105 世帯であり、その際に現地の福祉事務所や配偶者暴力相談支援センターと連携がとられている。

図4 本人の年齢別母子・単身別の状況

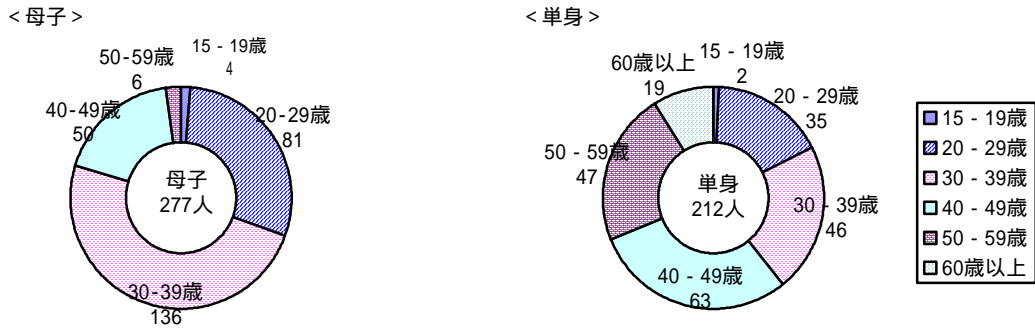


図5 同伴児の年齢別状況

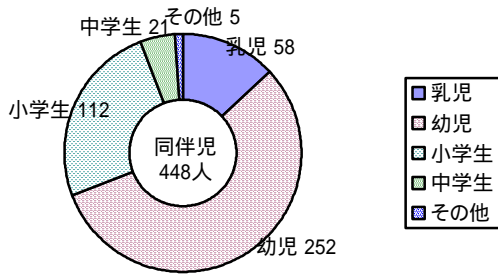
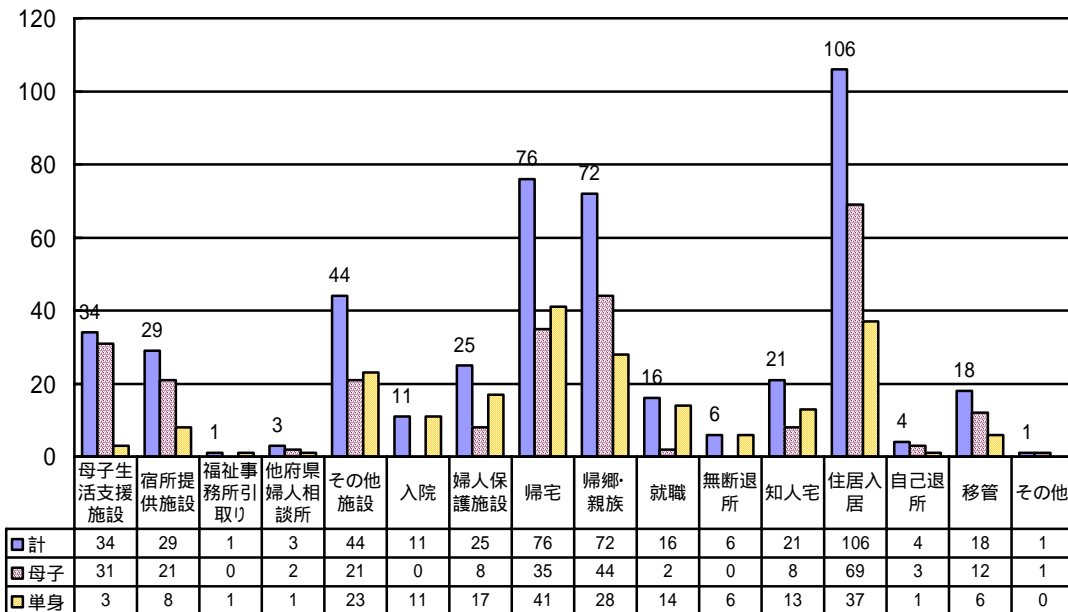


図6 平成 14 年度中に一時保護所から退所した人の退所先



(3) 保護命令の申立て・発令状況

平成 14 年度に保護命令を申立てた被害者は、58 人(注: 地方裁判所から書面提出を求められた件数)であった。

(4) 講座・研修

被害者への支援

- ・『こころのサポート・生活自立支援講座』では、配偶者暴力被害者の自立支援を目的に、心理面のサポート講座と自立支援情報の提供を併せて行う講座を実施している。平成 14 年度は、40 回開催し、延べ 225 人が参加した。
- ・『自助グループ活動支援事業』では、暴力の被害を受けた女性たちでつくる自助グループ活動を支援している。支援対象は 3 グループで、72 回開催し、延べ約 350 人の参加があった。
- ・『ボランティア養成講座』では、配偶者暴力被害者支援のためのボランティアの養成講座を平成 15 年度から実施している。15 年度は、被害者の子どものサポートをする保育ボランティアの養成講座を実施している。

区市町村・関係者向け研修

- ・『職務関係者研修』では、職務として配偶者暴力被害者に対応する各分野の関係者を対象に年 4 回実施している。14 年度は、警察官、精神保健福祉センター所属職員、福祉職(相談員・福祉事務所職員等)、医療職(医師・看護師・医療ソーシャルワーカー等)を対象に行い、210 名の参加があった。
- ・『スーパーバイズ』では、区市の女性センター等で相談事業を担う相談員を対象に、資質の向上を図るため、定期的に月 1 回 2 時間実施している。

(5) 関係機関間の連携の状況

配偶者暴力被害者支援関係機関連絡会の開催

支援関係機関の連携協力を円滑に行うためのネットワークの構築を目的とした連絡会議を設置し、年 6 回開催している。この連絡会議には、福祉、保健、医療、児童、男女平等参画の各分野の都と区市町村の代表及び警察、消防、民間団体などが参加している。

2 その他

家庭等における暴力問題対策連絡会議

夫婦間暴力、児童虐待、子どもから親への暴力などの家庭等における暴力問題対策を総合的に推進するため、相談機関の連携の促進を図るとともに、当面の対策及び長期的課題などについて検討を行っている。

庁内各局の施策への取組

生活文化局、福祉局を中心にその他関連する局が多くの施策のなかで、取り組んでいる。